

男鹿市教育委員会訓令第 / 号

男鹿市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年3月28日

男鹿市教育委員会

教育長 鈴木 雅彦

男鹿市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令

男鹿市教育委員会事務決裁規程（平成17年教育委員会訓令第1号）の一部
を次のように改正する。

改正後	改正前
(課長等専決事項) 第7条 課長等は、次に掲げる事項を専決することができる。 課長等共通専決事項 (1)～(11) (略) 教育総務課長の専決事項 (1)～(8) (略) <u>こども未来課長の専決事項</u> (1)及び(2) (略) 図書館長の専決事項 (略)	(課長等専決事項) 第7条 課長等は、次に掲げる事項を専決することができる。 課長等共通専決事項 (1)～(11) (略) 教育総務課長の専決事項 (1)～(8) (略) <u>学校教育課長の専決事項</u> (1)及び(2) (略) 図書館長の専決事項 (略)
改正箇所は、下線が引かれた部分である。	

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。